

産業等の活性化支援補助制度

(平成21年2月2日制定)

1 目的

分権時代を迎えた今、激しい地域間競争の中で、地域の自立を高め、市民の豊かな生活を実現することは自治体の重要な使命となっています。この中で、地域の特性を活かした産業政策を進めることは、市民の生活向上の上でもきわめて重要です。

そのためには、従来にもまして、創造や新たな事業分野による新製品・既製品改良、新事業・新産業の創出に積極的に挑戦する意欲ある中小企業等の取り組みを促進していくことが求められています。

本市においては、中小企業等が新事業に取り組む上で、他地域との差別化、強みの要素になり得る農林水産物、伝統的工艺品、鉱工業品、観光資源等の地域産業資源が豊富に存在しています。

また、観光は、地域経済の活性化や雇用に及ぼす影響が大きく、観光振興を図るとともに、観光交流人口の拡大を図る取り組みが必要です。

このようなことから、地域間競争に勝ち抜くため、この強みを活かして、中小企業等の新規の取り組みを促進し、地域産業の活性化を推進することを本補助金の目的としています。

なお、地域産業を活性化するためには、まちの魅力を向上させることも必要であり、商店街の賑わいの創出も並行して推進することとします。

2 創設する補助対象事業

(1) 新種・新製品の開発等の支援事業(産業元気づくり事業補助金)

地域の特色ある産業資源を活用した新種・新製品の開発や在来種・既製品の改良、初期段階の販売促進、地域ブランド構築に関する経費の一部を補助する。

* 補助対象事業メニュー

- 新種・新製品開発、在来種・既製品の改良に関する事業
- 初期段階の販売促進に関する事業
- 地域ブランドの構築に関する事業
- 産学官・異業種連携による事業

* 地域の特色ある産業の定義

地域の特色ある農林水産物、伝統的工艺品、鉱工業品、観光資源等地域の強みとなり得る産業資源を広くいう。

* 補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者、市内の農林水産業を営む団体等(納税良好な者)

* 効果

異業種連携の促進を図り、新種・新製品の開発・地域ブランドの構築、新たな流通や販売等につながる。

(2) 展示会・見本市等への参加支援事業（産業見本市等出展事業補助金）

取引先の新規開拓や広域的な受発注機会を確保するため、市外で開催される産業見本市等へ出展するために要する経費の一部を補助する。

* 産業見本市等の定義

企業者の取引先の開拓、受発注機会の確保を目的に工業製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等をいう。

* 補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者（納税良好な者）

* 効果

営業力の不足する中小企業者の販路拡大につながる。

(3) 人材育成の支援事業（産業人材育成支援事業補助金）

中小企業者の人材育成を支援し、産業の振興を図るため、研修機関が実施する人材育成講座に要する経費の一部を補助する。

* 補助対象事業

研修機関で実施する研修事業（市内に事業所を有する中小企業者が受講した場合）

* 研修機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校

* 補助対象者

村上商工会議所、商工会

* 効果

資質の向上、能力・技術力の向上につながる。

(4) 商店街の振興支援事業（商店街賑わい創出支援事業補助金）

商店街の販売を促進する事業や空き店舗活用により、賑わいある商店街づくりを促進するため、商工団体等による商店街活性化事業に対して、経費の一部を補助する。

* 補助対象事業メニュー

販売促進事業

空き店舗活用賑わい支援事業

観光事業と連携した誘客促進事業

賑わい創出事業

研修調査事業

国・県の補助事業

* 補助対象者

市内の商工団体等

* 効果

商店街への来訪者増加、街中での滞在時間延長により、売上げの向上につながり活性化が図られる。

(5) 商店街の振興支援事業 (商店街環境施設整備事業補助金)

商店街の振興及び改善を図るため、商店街環境整備事業を共同して行う商店街団体に対して、経費の一部を補助する。

*** 補助対象事業メニュー**

装飾街路灯の整備事業

特殊舗装の整備事業

国・県の補助事業

*** 補助対象者**

市内の商店街団体

*** 効果**

商店街の機能維持及び美化の向上につながる。

(6) 観光資源を活用したイベント支援事業 (観光イベント事業補助金)

地域の特色ある観光資源を活用した新規イベントの実施に関する経費の一部を補助する。

*** 補助対象事業メニュー**

地区観光イベント事業

*** 地域の特色ある観光資源の定義**

地域の生活、自然、歴史、伝統、文化、産業その他の観光の振興に資する資源で、地域の強みとなり得る資源を広くいう。

*** 補助対象者**

市民が主体となって組織するイベント実行委員会、観光事業を行う団体

*** 効果**

観光客の誘客につながり、交流人口の拡大につながる。

3 補助対象事業・補助率・上限額について

別紙の一覧表のとおり

- ・ 表中の「補助率」は、補助対象経費に対する率。
- ・ 同「上限額」は、補助金の上限。

4 補助金申請手続きから確定までの流れ

(1) 公募型

- ・募集（市報・ホームページ）～予算要求～審査委員会・採択
- ・本申請～交付決定～実績報告～確定～公表
- ・予算の範囲内で随時受付～補正対応

(2) 申請型

- ・通常の補助金交付申請による。

(3) 事前協議型

- ・事業実施前に事前協議書の提出。その後に申請書を提出してもらう。

	補助事業	種類	備考
1	産業元気づくり事業補助金	公募型（前年）	
2	産業見本市等出展事業補助金	事前協議型（実施前）	
3	産業人材育成支援事業補助金	申請型	
4	商店街賑わい創出支援事業補助金	公募型（前年）	国県補助の例外有
5	商店街環境整備事業補助金	事前協議型（前年）	国県補助の例外有
6	観光イベント支援補助金	公募型（前年）	

5 その他

- (1) この制度要項（別紙含む）に記載のないことについては、村上市補助金等に関する基本指針及び村上市補助金等交付基準の定めによります。
- (2) 補助金額は、いずれも予算の範囲内とします。